

【許可基準について】

浄化槽清掃業許可基準

法令による基準	登米市基準
・浄化槽法（昭和58年法律第43号）第36条「許可の基準」	浄化槽法第36条に定めるもののほか、次のとおり浄化槽清掃業の許可基準を設ける。 ①登米市内の住民であること。法人の場合は、登米市内に本社が存在していること。 ②申請者が一般廃棄物収集運搬業の許可を受け、かつ、浄化槽清掃業を行う者であること。 ③申請者が許可に付した条件を遵守することができると認められる者であること。
・浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第11条「浄化槽清掃業の許可の技術上の基準」	・浄化槽の清掃に関する講習会を受講していること。